

令和3年度第7回香川地方最低賃金審議会議事録

令和3年12月1日(水)

香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、籠池、春日川、柴田、高塚
労働者側 大島、立石、土田、中村
使用者側 綾田、窪田、友國、濱田、渡部

議題 (1) 香川地方最低賃金審議会運営規程の改正について
(2) 令和3年度最低賃金の改正状況について
(3) その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から、令和3年度第7回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。本日はオンラインでの開催とさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

本日は、藤田委員が欠席されておりますが、14名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしており、審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

資料No.1(P1) 香川地方最低賃金審議会運営規程(案)

資料No.2(P5) 香川県の最低賃金

資料No.3(P7) 香川県の特定最低賃金の推移

資料No.4(P9) 令和3年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

- 資料No. 5 - 1 (P 11) 香川県最低賃金の改正決定について (答申)
- 資料No. 5 - 2 (P 15) 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について (答申)
- 資料No. 6 - 1 (P 17) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について (答申)
- 資料No. 6 - 2 (P 19) 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申・報告書)
- 資料No. 6 - 3 (P 23) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について (答申・報告書)
- 資料No. 6 - 4 (P 27) 香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について (答申・報告書)
- 資料No. 6 - 5 (P 31) 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について (答申・報告書)
- 資料No. 7 (P 35) 特定最低賃金対象業種の状況
- 資料No. 8 (P 37) 全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました
- 資料No. 9 (P 41) 「香川県最低賃金」を1時間848円に改正
- 資料No. 10 (P 47) 10月1日午前8時からJR高松駅前でリーフレット等の配布を行いました
- 資料No. 11 (P 49) 厚生労働省作成パンフレット「みんなチェック！最低賃金。」
- 資料No. 12 (P 51) 香川県の特定最低賃金の改正決定(発効)についてでございます。不足等はありませんか。

(各委員より「ありません。」の声あり)

○賃金室長

それでは、柴田会長、議事の進行をお願いいたします。

○柴田会長

本日の議題は次第にありますように、

- (1) 香川地方最低賃金審議会運営規程の改正について
- (2) 令和3年度最低賃金の改正状況について
- (3) その他

となっております。

まず、議題(1)の「香川地方最低賃金審議会運営規程の改正について」です。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい。

資料No.1の「香川地方最低賃金審議会運営規程(案)」をご覧ください。

規程の一部改正で、テレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席した場合の取扱いを明示したものとなります。

現在の運営規程をご承認いただきました本年度第1回本審開催時点におきましては、本審をオンラインで開催することは困難と考えておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、第5回本審(異議審)は急きょオンラインでの開催とさせていただきました。事務局における設備的な課題も解決しましたので、テレビ会議システムを利用した会議への出席等について、運営規程に盛り込んでいただくものです。

以上です。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

ご意見はないようですので、「香川地方最低賃金審議会運営規程(案)」につきましては、「案」を取っていただき、本日から施行することといたします。

それでは、次の議題(2)の「令和3年度最低賃金の改正状況について」

に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○賃金室長

はい、それではまず当県の今年度の最低賃金の改正状況について説明いたします。

5頁の資料No.2としまして、本年度の香川県最低賃金、4つの特定最低賃金を一覧表にしております。

香川県最低賃金 848円

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金 849円、以下「冷食」と呼びます。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 970円、以下「機械」と呼びます。

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 980円、以下「船舶」と呼びます。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 913円、以下「電気」と呼びます。

次に、7頁の資料No.3は、香川県の特定最低賃金の推移と題したグラフで、地域最賃と4つの特定最賃の金額の推移を表しております。

船舶、機械、電気は地域別最低賃金と同様に右肩上がりの傾向であり、冷食については、他の3業種に比べ伸びが鈍い状況でありましたが、平成29年度から引上げ幅が大きくなっております。

続いて、審議状況でございますが、9頁の資料No.4「令和3年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況」をご覧ください。

本審は今回を含め7回、運営小委員会は1回、香川県最低賃金専門部会は4回、冷食専門部会は2回、機械専門部会は3回、船舶専門部会は3回、電気専門部会は3回、開催しております。

まず、香川県最低賃金については、第1回本審を6月30日に開催し、労働局長より改正決定についての諮問を行いまして、その後、専門部会の欄

の「香川県最低賃金」の行の①第1回専門部会を7月19日に開催し、右の②第2回専門部会を7月27日に開催して金額審議に入りました。その後、第3回専門部会を8月4日に、第4回専門部会を8月5日に開催して、全会一致には至らず、採決となりましたが、その結果を踏まえて、あらためて第4回本審において採決の上で結審し、金額で28円、率にして3.41%アップの848円での答申をいただきました。

その後、8月17日に香川県労働組合総連合及び香川連帯ユニオンより異議の申し出があったことから、8月23日に異議審（第5回本審）を開催してご審議いただき、8月5日付け答申どおり決定することが適当との結論を頂きましたので、所定の事務手続きを行い、10月1日発効となったところでございます。

続いて、特定最賃につきましては、第3回本審を7月27日に開催し、労働局長より改正の必要性の有無について諮問を行い、運営小委員会の行にあるとおり、同日開催しました運営小委員会におきまして、4つの特定最賃については改正の必要性有りとの結論に至りました。

第4回本審を8月5日に開催し、改正の必要性有りの答申を頂きましたので、同日、労働局長より冷食、機械、船舶、電気の4つの特定最賃の改正決定についての諮問を行いました。

そして、例年は特定最賃の専門部会の前に実施しておりました実地視察につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、昨年度に引き続き、見送ることとなりました。

各特定最賃の第1回目の専門部会は、4専門部会合同で9月27日に開催いたしました。以後各専門部会を順次開催してご審議いただいたわけですが、冷食は2回目の専門部会、それ以外は3回目の専門部会におきまして、全会一致により答申を頂くことができました。

まず、機械につきましては10月11日に、金額で+27円、率にして2.86%アップの970円で答申をいただきました。

次に、冷食につきましては10月12日に、金額で+28円、率にして3.41%アップの849円で答申をいただきました。

次に、船舶につきましては10月12日に、金額で+24円、率にして2.51%アップの980円で答申をいただきました。

最後に、電気につきましては10月14日に、金額で+27円、率にして3.05%アップの913円で答申をいただきました。

そして、特定最賃の審議会答申に係る異議申出はございませんでしたので、所定の事務手続に入り、最後に答申をいただいた電気が11月15日に官報公示され、4つの特定最賃全て12月15日から発効することが確定しました。

それぞれの答申文、報告書につきましては、11頁からの資料No.5-1に「香川県最低賃金」の答申文の写しを、15頁の資料No.5-2に「香川県最低賃金の異議申出」に対する答申文をつけております。17頁の資料No.6-1に「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」の答申文を、19頁からの資料No.6-2に機械に関する答申文・報告書を、23頁からの資料No.6-3に冷食に関する答申文・報告書を、27頁からの資料No.6-4に船舶に関する答申文・報告書を、31頁からの資料No.6-5に電気に関する答申文・報告書を添付しておりますので後ほどご確認ください。

以上ご説明しましたとおり、本年度の香川県の最低賃金の改正審議につきましては、すべて終了いたしておりますことをご報告いたします。

35頁の資料No.7は特定最低賃金対象業種の状況です。

香川県最低賃金の影響率は8.3%ですが、特定最低賃金の影響率は、影響率が小さい方から、船舶2.7%、機械7.1%、電気7.8%、冷食19.2%となっております。

これらにつきましては、その周知と履行確保に努めていくことにしております。

次に、地域別最低賃金の全国の状況ですが、資料の37頁に資料No.8として、本年度の本省の報道発表資料をお配りしております。

これには、全国の地域別最低賃金額一覧が記載されております。すべての都道府県で最低賃金の引上げが行われ、28円から32円の引上げとなっており、また、改定額の全国加重平均は930円となっております。

それから、地域別最低賃金の最高額は東京都の1,041円で、最高額と最低額820円との金額差は、221円となっております。

また、最高額に対する最低額の比率は78.8%と、7年連続の改善となっております。

以上となります。

○柴田会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、議題(3)の「その他」に移ります。事務局から何かございますか。

○賃金室長

最低賃金改正についての周知・広報の状況についてご説明いたします。

最低賃金の周知については、県、市町等の行政機関をはじめ、各種団体や公共交通機関、事業場などに対しまして、ポスターの掲示、チラシの配布などによる周知や広報誌等への掲載依頼をお願いするとともに、労働局・監督署で行う各種説明会におきましても、チラシを配布するなどにより周知を図っているところでございます。

また、41頁の資料No.9のとおり、9月17日に、10月1日から香川県最低賃金が848円となることを記者発表しました。また、47頁の資料No.10のとおり、発効日である10月1日早朝より高松駅前におきまして、香川県最低賃金周知キャンペーンの一環として、最賃リーフレット入りのポケットティッシュ1,000個を配布し、その様子が四国新聞に掲載されています。有志の審議会委員にもご参加いただきました。誠にありがとうございました。

また、ことでの電車内や駅構内において、改正された最低賃金に関するアナウンスの依頼を行いました。

さらに、職業安定部が実施する就職フェア、就職面談会において、改正された県最賃額を記載した「のぼり旗」を会場の目立つ場所に置き、広報周知を行いました。

今後におきましては、特定最低賃金に重点を置いた周知に努めていきたいと考えております。

さらに、最低賃金の履行確保についてですが、最低賃金に重点を置いた監督指導を来年1月から3月に実施する予定としております。

最後に、今後の審議日程につきましてご説明いたします。

来年3月18日（金）に、本年度最後の第8回本審を予定しております。

第8回本審におきましては、令和4年度の特定最低賃金改正等の意向確認や令和4年度審議への申し送り事項等につきましてご審議いただく予定としております。

また、本審等に提出させていただいております資料につきましても、追加又は削除等のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、特定最低賃金の改正に関わる意向表明につきましては、これまでと同様、香川労働局長あての書面によりまして、来年、令和4年の2月下旬を目途にご提出いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

○柴田会長

ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等がございますか。

よろしいでしょうか。

他に何かございますか。

なければ、事務局の方で、何かございますか。

○賃金室長

はい。

今期である第54期より本審委員をお願いしております藤田委員（本日

欠席)が12月12日をもちまして退任されます。藤田委員におかれましては、本年度の最低賃金の改正決定にご尽力を賜りました。ありがとうございました。

それでは最後に、松瀬労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○松瀬労働局長

香川労働局長の松瀬でございます。

柴田会長を始め、各委員の皆様におかれましては、今年度も円滑な審議会の運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

お陰様で、地域別最低賃金をはじめ、4業種の特定最低賃金につきましては、すべて結審し、答申をいただきました。

皆様の円滑、かつ、真摯なご審議に対しまして、改めて厚く御礼申し上げます。

審議会から答申をいただきました最低賃金につきましては、地域別最低賃金については10月1日に発効するとともに、特定最低賃金については、4業種すべて12月15日から発効の運びとなっているところでございます。

今年度は、各最低賃金額が大幅な引上げ額となっております。それぞれの最低賃金が確実にその役割を果たすよう、しっかりと周知を行った上で、監督指導を行い履行確保を図るとともに、助成金の活用促進にも努めて参りたいと考えております。

審議会委員の皆様には、労働行政に対しまして、今後ともご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○柴田会長

ありがとうございました。以上で審議を終了いたしますが、本日の議事録の確認は、立石委員と窪田委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、以上を持ちまして、第7回香川地方最低賃金審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

――了――